

セルビア共和国

<p>個人情報の保護に関する制度の有無</p>	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個人データ保護法（Law on Personal Data Protection） <ul style="list-style-type: none"> - URL： http://www.parlament.gov.rs/upload/archive/files/lat/pdf/zakoni/2018/2959-18-lat.pdf - 施行状況：2018年11月21日発効、2019年8月21日施行 - 対象機関：自然人（個人または家庭の活動のためにのみ個人データを処理している場合を除く）、民間団体、政府機関、自治州の機関、地方自治単位の機関、公的企業、公共機関およびその他の公共サービス企業、団体およびその他の公権力を行使する法人または自然人 - 対象情報：個人データ、すなわち、特に氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子などの識別子、またはその自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的、社会的アイデンティティに固有の1つ以上の要素を参照して、直接的または間接的に識別される自然人または識別可能な自然人に関するあらゆる情報 																
<p>個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報</p>	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>																
<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利</p>	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="757 970 1507 1281"> <tr> <td>①収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>②データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥公開の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦個人参加の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧責任の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>	①収集制限の原則	上記法令に規定されている。	②データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④利用制限の原則	上記法令に規定されている。	⑤安全保護の原則	上記法令に規定されている。	⑥公開の原則	上記法令に規定されている。	⑦個人参加の原則	上記法令に規定されている。	⑧責任の原則	上記法令に規定されている。
①収集制限の原則	上記法令に規定されている。																
②データ内容の原則	上記法令に規定されている。																
③目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																
④利用制限の原則	上記法令に規定されている。																
⑤安全保護の原則	上記法令に規定されている。																
⑥公開の原則	上記法令に規定されている。																
⑦個人参加の原則	上記法令に規定されている。																
⑧責任の原則	上記法令に規定されている。																
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に関わる制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの 																

- 民間企業においては、同法の国境を越えたデータ転送の要件が遵守されている限り、データのローカライゼーションの要件はない。
一方、公共部門に関しては、電子統治法によって、すべての国家当局および組織、自治州および地方自治単位の当局および組織、機関、公共企業、規制活動が行われる特別機関、さらに公権力に委任されたすべての公共および民間の法人および自然人は、すべての電子登録および記録、ならびに電子通信アカウント（セルビア国外での職務を行う当局のアカウントを除く）をセルビア共和国に保管する義務があると明確に想定されています。さらに、電子統治法は、制限された団体が使用することを目的としたいわゆる「国家クラウド」の存在、さらに電子行政の機能に必要なコンピュータ、サーバ、ネットワーク、セキュリティシステムを維持することを目的としたインフラ（物理的および仮想的）としての「データ管理・保存のための国家センター」を規定している。

■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

- 一般的に、法執行機関への協力義務があり、当局の職務及び公共利益の実現のために必要であるとして情報提供の要請がある場合それに応じる義務がある。この意味で、同法は、防衛、公安、犯罪の予防、捜査、検出、起訴、刑事罰の執行、司法の独立と司法手続の保護などの目的で必要な場合、データ主体の権利、データ管理者または処理者の権利および義務を制限できることを一般に規定している。
しかし、公的機関による協力および情報の要求、ならびに公的機関が法律に基づいて有するデータ・アクセス権の行使は、関連する法律が課す厳格な手続き、原則および条件に従う。したがって、この意味においてデータ主体の権利および利益が著しく損なわれるとまでは結論づけられない。